

平成26年度 東京都立総合工科高等学校（定時制課程）いじめ防止基本方針

平成26年10月31日

校長 決 定

1 いじめ問題への基本的な考え方

- (1) 「弱いものをいじめることは人間として絶対に許されない」との強い認識を持つこと。
- (2) いじめられている子どもの立場に立った親身の指導を行うこと。
- (3) いじめの問題は、教師の生徒観や指導の在り方が問われる問題であること。
- (4) 家庭・学校・地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって真剣に取り組むことが必要であること。

2 学校及び教職員の責務

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、本校に在籍する生徒の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、本校に在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

3 いじめ防止等のための組織

(1) 学校いじめ対策委員会

ア 設置の目的

いじめは、全ての学校・生徒等に起こりうる問題であるという認識に基づき、生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにするために、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組み、いじめ事案が発生したと考えられる場合は、組織的に適切かつ迅速にこれに対処することを目的とする。

イ 所掌事項

本方針に基づく取り組みの実行、進捗状況の確認、定期的検証等を行い、いじめ等が発見された場合は臨時に会議を開催し、早期対応にあたる。

ウ 会議

会議を学期に1回開催する。

エ 委員構成

対策委員会は校長、副校長、生活指導主任、養護教諭、スクールカウンセラー、保

健相談委員会委員、学校運営連絡協議会外部委員によって構成する。

校長は必要に応じて、関係教職員又は外部専門家を参加させることができる。

(2) 学校サポートチーム

ア 設置の目的

いじめ対策委員会に対して助言と支援を行い、いじめに対する対策を強化する。

イ 所掌事項

いじめ対策委員会に対する助言と支援を行う。

ウ 会議

年2回会議を開催する。また、学校いじめ対策委員会をサポートする必要性があると判断した場合には会議を適宜開催する。

エ 委員構成

校長、副校長、主幹教諭、スクールカウンセラー、学校運営連絡協議会外部委員、その他校長が必要と認める者

4 段階に応じた具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取り組み

ア 全ての生徒をいじめに関わらせることなく、健全な社会性のある大人へと育むため、規則正しい態度で授業や部活動、行事等に参加し活躍できるよう教職員が一体となった指導を行う。

イ 平素の授業・ホームルーム活動・部活動及び生徒会活動等の充実を通して、生徒の豊かな感性や道徳心、お互いの個性や人格を尊重し合える態度を育成する。

ウ 「いじめは絶対に許されない」ことの理解を促し、いじめに関する講話を実施する。

エ 教職員の言動が生徒を傷つけたり、生徒のいじめを助長したりすることがないよう指導の在り方に細心の注意を払い、親身の指導を行う。

オ いじめの背景にあるストレスの要因に着目し、改善のための相談をスクールカウンセラーと担任が連携して行い、ストレスに適切に対処できる力を育む。

カ 昨今増加傾向にあるインターネットや携帯電話等を利用したいじめへの対策として、情報モラルを身に着けさせる指導を行う。

(2) 早期発見のための取組

ア いじめの相談は全教員により対応するものとするが、相談体制としては、特に次に掲げるものを基本とする。具体的には、毎年度、校長が学校の状況を踏まえて決定し、生徒、保護者等に周知を図る。

生徒からの相談＝担任、養護教諭、スクールカウンセラー

保護者、地域住民からの相談＝副校長、スクールカウンセラー、生活指導主任、担任

イ いじめ実態把握調査の他、全生徒対象のアンケート調査を毎年5月に実施する。

ウ いじめを含む学校生活上の不安や課題などを把握するため、スクールカウンセラーによる1年生生徒との全員面談を実施する。また、必要に応じ保護者、生徒との面談を行う。

エ いじめの情報を把握した場合の情報の集約化、いじめの発見・把握のための注意事項など、いじめの把握・管理に係る校内体制の整備を行う。

オ 日直等、全教員による校内巡回等を通し生徒の状況を観察する。

(3) 早期対応のための取組

ア いじめが確認された場合、速やかに管理職に報告し、いじめを受けている生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を最優先に対処する。さらに、いじめを受けた生徒の学校復帰が阻害されないよう配慮をし、教職員が一体となって継続した支援を行う。

イ 校長は、速やかにいじめ対策委員会を開催し、いじめの有無の確認を行うための措置を講じ、その結果を教育委員会に報告する。

ウ いじめをしている生徒に対しては事実関係の聴取を行った後、適切な指導を組織的に行う。いじめをやめさせ、再発を防止する措置をいじめ対策委員会と学校サポートチームを中心として教職員全員で行う。また、いじめをしている生徒の保護者に対する助言も継続して行う。

エ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては警察と連携して対処する。生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに警察に連絡する。

(4) 重大事態への対処

ア 重大事態が発生した場合、教育委員会へ事態発生について報告をする。

イ 教育委員会の判断により学校が主体となって事態の調査にあたる場合は、いじめ対策委員会・学校サポートチームに専門的知識及び経験を有する第三者の参加を図

り、事実関係を調査したのち、いじめを受けた生徒及び保護者に対し、事実関係等の情報を適切に提供し、加害の生徒に対する対応も含め、適切な対応を教職員が一体となって行う。

ウ 学校運営支援センター（支所）への連絡・報告を適切に行い、連携して対処する。

エ 調査結果を教育委員会に報告し、調査結果を踏まえた必要な措置をとる。

オ 教育委員会が調査主体となる場合は、資料の提出など、調査に協力する。

5 教職員研修計画

教師一人一人が生徒の発達段階についての正しい理解を持ち、いじめ問題についての共通理解と指導力の向上を図るため、人権プログラム等を活用し校内研修を年3回実施する。

6 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

- (1) 学校運営連絡協議会において本校生徒に関する情報の共有を図り、地域との連携を図る。
- (2) 平素の教育活動、保護者会や面談において保護者との信頼関係を確立するように努め、保護者とのコミュニケーションの円滑化を図る。
- (3) 保護者会等においていじめ問題についての情報を交換する機会を設け、家庭との連携を構築する。

7 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

警察、児童相談所、子ども家庭支援センター、保護司会等との適切な連携を図るため、情報共有体制を平素から構築する。

8 学校評価及び基本方針改善のための計画

- (1) 毎年12月に生徒及び保護者、教職員を対象にいじめ防止基本方針に関する内容を含めた学校評価アンケートを実施する。
- (2) 学校運営連絡協議会において、学校評価アンケート結果を分析し、いじめ防止基本方針の改善の方向性について提言を行う。
- (3) 学校評価アンケートを参考に学校いじめ対策委員会において基本方針の改善を行う。